

議案第十七号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

杉並区営住宅条例（平成九年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
別表第二中

杉並区営上井草二丁目アパート	一七、〇〇〇円
杉並区営下井草二丁目アパート	一七、〇〇〇円
杉並区営上井草二丁目アパート	一八、〇〇〇円
杉並区営下井草二丁目アパート	一八、〇〇〇円
杉並区営高井戸西二丁目アパート	一九、〇〇〇円
杉並区営宮前四丁目アパート	一六、〇〇〇円
杉並区営久我山四丁目第二アパート	一六、〇〇〇円
杉並区営松ノ木二丁目第三アパート	一六、〇〇〇円

を

に、

を

杉並区営高井戸西二丁目アパート	二〇、〇〇〇円
杉並区営宮前四丁目アパート	一七、〇〇〇円
杉並区営久我山四丁目第二アパート	一七、〇〇〇円
杉並区営松ノ木二丁目第三アパート	一九、〇〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(提案理由)

区営住宅六箇所の駐車場の使用料を改定する必要がある。